

事務連絡
令和2年5月25日

各都道府県・各政令市

一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的対処方針の変更及び
緊急事態解除宣言について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言がなされ、また同日付で新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（別添参照。以下「基本的対処方針」という。）が変更され、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととされました。

廃棄物処理に関する事業者は「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられ、関係の皆さまには、緊急事態宣言の期間中であっても、廃棄物処理業の継続に御尽力してきていただいたところですが、緊急事態解除宣言がされた後であってもそのことに変わりはありません。

基本的対処方針においては、「緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。」とされているところであり、基本的対処方針における「緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続するとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があります。

これらのこと踏まえ、貴管下廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に対して、引き続き、「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」¹や「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）等に沿った対策を適切に講じつつ、廃棄物処理業務を安定的に継続するよう周知いただくとともに、必

要な対策の実施に遺漏なきようお願ひいたします。

なお、基本的対処方針における「緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」とされた部分を別紙のとおり抜粋したので、御参照ください。

1 … https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/200521corona_guideline.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日）の抜粋

P. 20～23ページ

6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

(外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。

また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。

- ・これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。

その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

～（中略）～

(職場への出勤等)

- ・事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

～（中略）～

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。
- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組（前記の1）②、2）、3）②、4）②）」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。